

4 京都府の浄化槽

4－1 浄化槽事業

(1) 浄化槽事業のあらまし

浄化槽事業は、人家が散在している地域に適した個別汚水処理施設として、下水道や農業集落排水等の集合処理が非効率となる地域において、生活排水を効率よく処理し、地域の生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ることを目的として、市町村や個人が整備を行っている（※）。

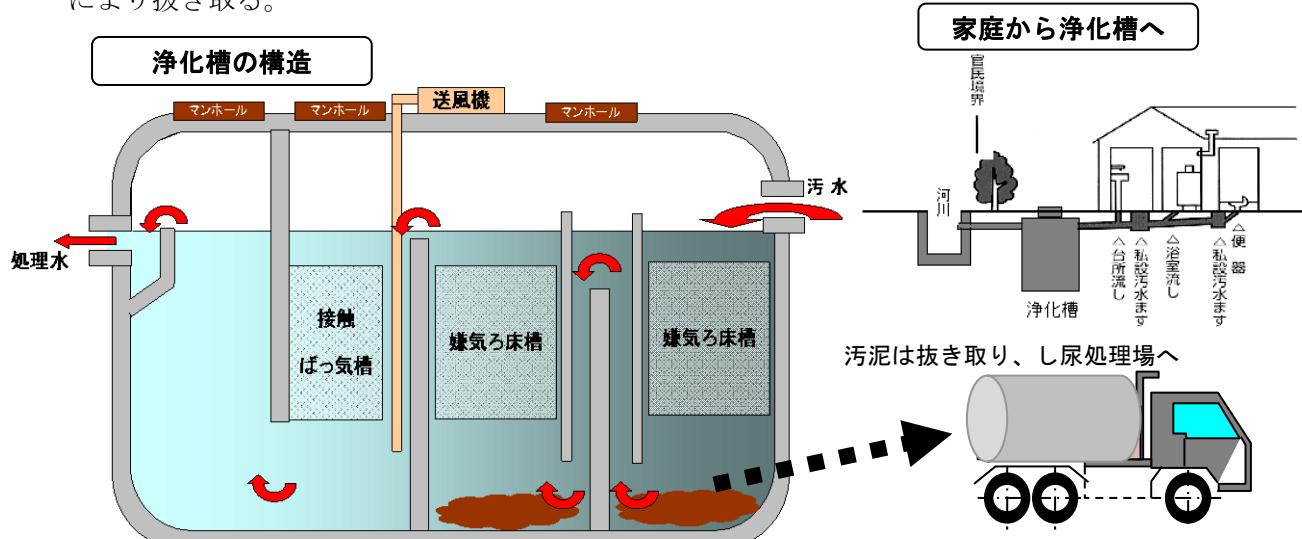
浄化槽は、集合処理と比べ、設置を希望する人が短期間で設置できるという特徴を有している。

府内では、舞鶴市、綾部市、京丹後市、宇治田原町、京丹波町の5市町が事業主体となって浄化槽整備を進めるとともに、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、長岡京市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町の20市町村が浄化槽整備に係る補助事業を実施しており、処理人口は約6万人に達している。

※ 浄化槽は基本的に個人が設置するものであるが、一般廃棄物である生活排水の処理については、市町村が廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく責任を有しており、市町村が策定した生活排水処理基本計画に基づき整備が進められている。

(2) 浄化槽のしくみ

浄化槽とは、家庭の台所・トイレ・風呂等から排出される汚水を微生物の働きにより処理し、きれいな水にして側溝や河川等に放流するための施設である。汚泥は浄化槽の中に留まるため、清掃により抜き取る。



※嫌気ろ床槽：汚水中の固形物を分離・除去するほか、嫌気性

(酸素を必要としない)微生物により汚水中の有機物を分解する。

※接触ばっ氣槽：嫌気ろ床槽を通った汚水に空気を送り、好気性

(酸素を必要とする)微生物により汚水中の有機物をさらに分

解する。

